

名古屋港管理組合公報

平成25年 6月14日
(金曜日)
第 517 号

目次	次
○特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	1
○高橋正子ほか	1
○名古屋港管理組合監査委員の失職	1

条 例

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
平成二十五年六月十四日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合条例第七号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与等に関する条例（昭和三十九年名古屋港管理組合条例第十号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「第十条の二」の下に「、第十一条」を加える。
別表第一中「百十万円」を「九十二万円以内において管理者が定める額」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年六月十九日から施行する。

辞 令

新	旧	氏 名
名古屋港管理組合監査委員		高 橋 正 子
名古屋港管理組合監査委員		西 川 洋 二
		(以上6月11日)

雑 報

名古屋港管理組合監査委員愛知県監査委員宮島壽男は、平成25年6月5日同県監査委員の任期満了により、名古屋港管理組合規約第14条第3項の規定に基づき、同日をもって監査委員の職を失った。

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合